

奈良県道路の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十号

奈良県道路の整備に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 基本計画の策定等（第四条・第五条）

第三章 奈良県道路整備委員会（第六条）

第四章 県道の構造の技術的基準（第七条―第四十九条）

第五章 県道に設ける道路標識の寸法等（第五十条―第五十三条）

第六章 立体交差とすることを要しない場合（第五十四条）

第七章 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準

第一節 総則（第五十五条）

第二節 歩道等（第五十六条―第六十四条）

第三節 立体横断施設（第六十五条―第七十条）

第四節 乗合自動車停留所（第七十一条・第七十二条）

第五節 自動車駐車場（第七十三条―第八十三条）

第六節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第八十四条―第八十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、本県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備（新設、改築、維持及び修繕をいう。以下同じ。）を図るため、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）の規定に基づき県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）について県が行う整備（以下「県管理道路の整備」という。）に関し、基本方針、これに基づく施策についての基本的な計画の策定等その基本となる事項を定めるとともに、同法第三十条第三項、第四十五条第三項及び第四十八条の三ただし書並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「移動等円滑化法」という。）第十条第一項の規定に基づき、県道の構造の技術的基準等を定め、

もって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民が安全に暮らせる県土の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、道路法、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）、移動等円滑化法及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第十六号）に定めるところによる。

（基本方針）

第三条 県は、県管理道路が次に掲げる事項を満たすこととなるよう、その整備を推進するものとする。

一 道路における交通が県民生活及び経済活動に欠くことのできないものであることに鑑み、県管理道路における安全かつ円滑な交通を確保するものとなること。

二 道路が自動車、自転車、徒歩その他の多様な手段及び高齢者、障害者等を含む県民、観光客その他の多様な主体による交通の用に供する施設であることに鑑み、全ての者にとって利用しやすいものとなること。

三 県管理道路の空間機能（ガス、上下水道、電気等の供給処理施設の収容の用に供する機能、市街地における通風、採光等の確保の用に供する機能その他の道路が空間として有する多様な機能をいう。）を地域に即して適切に果たすものとなること。

四 防災機能の確保、中心市街地の活性化、生活環境の改善、産業の振興等を実現するための地域に即した総合的なまちづくりに資するものとなること。

五 本県が有する優れた文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土並びに豊かな自然環境と調和した美しい県土の形成に資するものとなること。

2 県は、前項の規定による県管理道路の整備に当たっては、次に掲げるところに従い、これを推進するものとする。

一 県の実施する施策に関する他の道路管理者の理解を促進し、道路の整備に関する方向性の共有に努めること。

二 奈良県公安委員会をはじめ、他の公共施設管理者、公共交通事業者、農業用道路又は林道の整備を行う者その他の関係機関との連携及び協働に努めること。

三 地域住民その他の関係者に対し、事業の内容、必要性その他の事項についての分かりやすい説明に努め、その意見の反映を図るとともに、都市計画、土地収用その

他の制度の活用等により、計画的かつ着実な事業の推進に努めること。

四 設計等における工夫、適時かつ適切な方法による点検、橋梁の長寿命化をはじめとする構造物の耐久性の向上その他の措置により、県管理道路に係る総費用の低減を図りつつ、道路資産の適切な運営管理に努めること。

五 県民の信頼を確保するとともに、工事等の品質の向上を図るため、適正な手続の遵守、透明性の確保等により公正な事業執行に努めること。

第二章 基本計画の策定等

（基本計画の策定）

第四条 県は、前条に規定する県管理道路の整備に関する基本方針を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 整備を推進すべき県管理道路のあり方に関する事項

二 県管理道路の整備の進め方に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、県管理道路の整備に必要な事項

3 県は、道路の整備に関する情勢の変化を勘案し、基本計画の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（基本計画の策定手続等）

第五条 県は、基本計画を策定しようとするときは、奈良県道路整備委員会の意見を聴くものとする。

2 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 奈良県道路整備委員会

第六条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、道路の整備に関する技術的及び専門的事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県道路整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 県道の構造の技術的基準

（県道の構造の技術的基準）

第七条 道路法第三十条第三項の規定による県道を新設し、又は改築する場合における

県道の構造の技術的基準は、この章に定めるところによる。

（県道の区分）

第八条 県道の区分は、道路構造令第三条に定めるところによる。

（車線等）

第九条 車道（副道、停車帯その他道路構造令第五条に規定する国土交通省令で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の県道にあつては、この限りでない。

2 県道の区分及び地方部に存する県道にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である県道の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

第三種			第一種						区
	第三級		第二級	第四級		第三級		第二級	分
	山地部	平地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	平地部	地形
	六、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	設計基準交通量（単位 一日につき台）

		第四種				
		第三級	第二級	第一級	第四級	
					山地部	平地部
交差点の多い第四種の県道については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。						
		九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇

3 前項に規定する県道以外の県道（第二種の県道で対向車線を設けないもの並びに第

三種第五級及び第四種第四級の県道を除く。）の車線の数は一四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の県道で対向車線を設けないものの車線数は二以上とし、当該県道の区分及び地方部に存する県道にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該県道の計画交通量の割合によって定めるものとする。

第一種				区 分	地形
第三級		第二級			
山地部	平地部	山地部	平地部	一車線当たりの設計基準交通量（単位 一日につき台）	
八、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇	一二、〇〇〇		

交差点の多い第四種の県道については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に○・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。	第四種			第三種			第二種			
	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級		第二級	第一級	第四級	
				山地部	山地部	平地部	平地部		山地部	平地部
	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	一一、〇〇〇

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に○・二五メートルを加えた

値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の県道にあつては、地
形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値か
ら〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

第三種				第二種				第一種					区 分
第三級		第二級		第二級		第一級		第四級		第三級		第二級	
	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		
	三	二・七五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三・五	三	三・二五	三・二五	三・五	三・五	車線の幅員（単位　メートル）

第四種					
第二級及 び第三級		第一級		第 四 級	小型道路
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		
二・七五	三	二・七五	三・二五	二・七五	二・七五

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十九条の規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、三メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第十条 第一種又は第二種の県道（対向車線を設けない県道を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の県道について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が三以下である第一種の県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該県道の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の県道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することが

できる。

第四種			第三種			第二種		第一種			区 分
第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	
一			一・七五			一・七五	二・二五	三		四・五	中央帯の幅員（単位　メートル）
			一			一・二五	一・五	一・五		二	

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する県道又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下

欄に掲げる値まで縮小することができる。

第一種			第二種	第三種			第四種			区分	中央帯に設ける側帯の幅員（単位　メートル）
第二級	第三級	第四級		第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級		
○・七五	○・五		○・五	○・二五			○・二五				
○・二五			○・二五								

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、道路構造令第十二条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の県道の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第十一条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である第三種又は第四種の県道には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第十二条 県道には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の県道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第二級から第四級		第二種		第一種				区分
				第三級及び第四級		第二級		
				小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	
	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
	○・七五	一	一・二五	一	一・七五	一・二五	二・五	
	○・五				一・二五		一・七五	

第 四 種	第三種	
	第 五 級	まで 小型道路
種	級	
○・五	○・五	○・五

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の県道であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の県道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分	第二級及び第三級		第四級	
	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路
車道の左側に設ける路肩の幅員（単位　メートル）	二・五	一・二五	二・五	一・二五
	一・七五		二	

4 前二項の規定にかかわらず、自転車道を設ける県道以外の県道にあつては、自転車の安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、車道の左側に設ける路肩の幅員は、自転車の交通の状況を考慮して、一・〇メートル以上で適切な値とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車道の右側に設け

る路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

第 四 種	第 三 種	第 二 種		第 一 種				区 分
				第三級及 び第四級		第二級		
		小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	
○・五	○・五	○・五	○・七五	○・五	○・七五	○・七五	一・二五	車道の右側に設ける路肩の幅員（単位　メートル）

6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第二級の県道にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の県道にあつては○・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあつては○・五メートルまで縮小することができる。

7 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「○・七五」とあるのは、「○・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける県道にあつては、道路の主要構造部を

保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

9 第一種又は第二種の県道の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

10 前項の側帯の幅員は、県道の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

第二種	第一種				区 分
	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級
〇・五		〇・五		〇・七五	路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）
		〇・二五		〇・五	

11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第五項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第十三条 第四種（第四級を除く。）の県道には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第十四条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は 複線の別	単 線	複 線
軌道敷の幅員（単位 メートル）		
	三	六

（自転車道）

第十五条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の県道には、自転車道を県道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の県道又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の県道（前項に規定する県道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を県道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、道路構造令第十二条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

- 5 自転車道の幅員は、当該県道の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
（自転車歩行者道）

第十六条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の県道（自転車道を設ける県道を除く。）には、自転車歩行者道を県道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い県道にあつては四メートル以上、その他の県道にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該県道の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第十七条 第四種（第四級を除く。）の県道（自転車歩行者道を設ける県道を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の県道（自転車歩行者道を設ける県道を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の県道には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の県道（自転車歩行者道を設ける県道及び前項に規定する県道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い県道にあつては三・五メートル以上、その他の県道にあつては二メートル以上とするものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合に

あつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該県道の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分等）

第十八条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、公衆の利便に資するため特に必要がある場合においては、利用者の休憩の用に供する部分を設けることができる。この場合において、当該休憩の用に供する部分には、必要に応じ、ベンチ、その上屋及びその他の施設を設けるものとする。

（植樹帯等）

第十九条 第四種第一級及び第二級の県道には、植樹帯を設けるものとし、その他の県道には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる県道の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該県道の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境を整え、又は沿道における良好な生活環境を確保するため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 前三項に定めるもののほか、良好な景観の形成その他県道における環境を整えるため特に必要がある場合においては、植樹帯以外の県道の部分に植栽を行うことができ

る。

5 植樹帯又は前項の規定による植樹帯以外の県道の部分の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第二十条 県道（副道を除く。）の設計速度は、県道の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分		第一種					第二種		第三種			
		第二級	第三級	第四級	第一級		第二級	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）		一〇〇	八〇	六〇	八〇	六〇	六〇	八〇	六〇	六〇、五〇又は四〇	五〇、四〇又は三〇	四〇、三〇又は二〇
		八〇	六〇	五〇			五〇又は四〇	六〇	五〇又は四〇	三〇	二〇	五〇又は四〇

第四種		
第四級	第三級	第二級
四〇、三〇又は二〇	五〇、四〇又は三〇	六〇、五〇又は四〇
	二〇	三〇

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第二十一条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。

）又は第三十九条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第二十二条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該県道の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）		
一〇〇	四六〇	三八〇	
八〇	二八〇	二三〇	
六〇	一五〇	一二〇	
五〇	一〇〇	八〇	

	四〇	六〇	五〇
三〇	三〇		
二〇	一五		

（曲線部の片勾配）

第二十三条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該県道の区分に応じ、かつ、当該県道の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の県道で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（単位 パーセント）
第一種、第二種及び第三種	一〇
第四種	六

（曲線部の車線等の拡張）

第二十四条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない県道にあつては、車道）を適切に拡張するものとする。ただし、第二種及び第四種の県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第二十五条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の県道の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡張をする場合においては、緩和区間に

においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該県道の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合には、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

（視距等）

第二十六条 視距は、当該県道の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
一〇〇	一六〇

二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇
二〇	三〇	四〇	五五	七五	一一〇

2 車線の数が二である県道（対向車線を設けない県道を除く。）においては、必要に応じ、自動車が増越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。
（縦断勾配）

第二十七条 車道の縦断勾配は、県道の区分及び県道の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）
八〇	一〇〇		
四	三		
七	六		

			第一種、 第二種及 び第三種											
普通道路			小型道路							普通道路				
四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇
七	六	五	一二	一一	一〇	九	八	七	四	九	八	七	六	五
九	八	七							六	一二	一一	一〇	九	八

第四種						
小型道路						
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇
一二	一一	一〇	九	八	九	八
					一一	一〇

（登坂車線）

第二十八条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（普通道路で設計速度が一時間につき百キロメートルであるものにあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

（縦断曲線）

第二十九条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該県道の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間に付き六十キロメートルである第四種第一級の県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 一時間につき キロメートル）	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）
---------------------------	--------------	------------------

縦断曲線の長さは、当該県道の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とす

二〇		三〇		四〇		五〇		六〇		八〇		一〇〇	
凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線
一〇〇	一〇〇	二五〇	二五〇	四五〇	四五〇	七〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、五〇〇

るものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）		縦断曲線の長さ（単位 メートル）	
一〇〇		八五	
八〇		七〇	
六〇		五〇	
五〇		四〇	
四〇		三五	
三〇		二五	
二〇		二〇	

（舗装）

第三十条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるとして道路構造令第二十三条に規定する国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の県道（トンネルを除く。）の舗装は、当該県道の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路

面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第三十一条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類		横断勾配（単位 パーセント）
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道		一・五以上二以下
その他		三以上五以下

- 2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。
- （合成勾配）

第三十二条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該県道の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）		合成勾配（単位 パーセント）
一〇〇		一〇

八〇	一〇・五
六〇	
五〇	
四〇	
三〇	一一・五
二〇	

（排水施設）

第三十三条 県道には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠きよ、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第三十四条 県道は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならない。

2 県道が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第三種第三級又は第四種第二級若しくは第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第三種又は第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。ただし、第三種第二級及び第三級の普通道路並びに第三種の小型道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に限る。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 前三項に定めるもののほか、大型の自動車の交通量が少ない箇所にあつては、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、屈折車線を設けることに代えて、第九条第四項に規定する車線の幅員を一・五メートル以上拡幅することができる。

6 屈折車線若しくは変速車線を設ける場合又は前項の規定により車線の幅員を拡幅する場合においては、当該県道の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十五条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 県道を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第九条から第十二条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十九条及び第三十二条並びに道路構造令第十二条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第三十六条 県道が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する県道は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道にお

ける鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上 七〇未満	一六〇
七〇以上 八〇未満	二一〇
八〇以上 九〇未満	二二三〇
九〇以上 一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上 一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十七条 第三種第五級の県道には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない県道については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

- 二 待避所相互間の県道の大部分が待避所から見通すことができること。
- 三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

2 第四種第四級の県道には、前項の規定の例により、待避所を設けることができる。

（交通安全施設）

第三十八条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令第三十条に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第三十九条 第四種第四級の県道又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の県道には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第四十条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第四十一条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で道路構造令第三十二条に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

（防雪施設その他の防護施設）

第四十二条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で道路構造令第三十三条に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は県道の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第四十三条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合におい

ては、当該県道の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該県道の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の県道等）

第四十四条 橋、高架の県道その他これらに類する構造の県道は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の県道その他これらに類する構造の県道の構造の基準に関し必要な事項は、道路構造令第三十五条に規定する国土交通省令で定めるところによる。

（附帯工事等の特例）

第四十五条 道路に関する工事により必要を生じた県道に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた県道に関する工事を施行する場合において、第九条から前条までの規定（第十二条、第二十条、第二十一条、第三十一条、第三十三条、第三十八条及び第四十二条を除く。）並びに道路構造令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項、第三項及び第四項（道路法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第四十六条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより道路構造令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第九条、第十条第一項、第四項及び第六項、第十二条第二項から第七項まで、第十項及び第十二項、第十三条第一項、第十六条第三項、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十七条、第二十九条第二項、第三十条第三項、第三十四条第三項、第三十七条並びに第三十九条並びに道路構造令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二条の規定の適用については、当該変更後の

区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、道路構造令第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級及び第四種第四級」と読み替えるものとする。

（小區間改築の場合の特例）

第四十七条 県道の交通に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の區間の県道の構造が、第九条、第十条第四項から第六項まで、第十一条、第十三条、第十四条、第十五条第三項、第十六条第二項及び第三項、第十七条第三項及び第四項、第十九条第二項及び第三項、第二十二条から第二十九条まで、第三十条第三項並びに第三十二条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 県道の交通の安全の保持に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合において、当該県道の状況等からみて第九条、第十条第四項から第六項まで、第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第三項、第十六条第二項及び第三項、第十七条第三項及び第四項、第十九条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第三十条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第四十八条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第三十九条第四項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第八条から第四十六条まで及び前条第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第十八条を除く。）並びに道路構造令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項、第三項及び第四項（道路法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第四十九条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第四十条第三項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第八条から第十七条まで、第十九条から第四十六条まで及び第四十七条第一項並びに道路構造令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項、第三項及び第四項（道路法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

第五章 県道に設ける道路標識の寸法等

（県道に設ける道路標識の寸法）

第五十条 道路法第四十五条第三項の県道に設ける道路標識の寸法は、この章に定めるところによる。

（道路標識の種類及び番号）

第五十一条 この章における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理府建設省}令第三号。以下「標識令」という。）別表第一

に定めるところによる。

（寸法）

第五十二条 道路法第四十五条第三項の規定により条例で定める案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、標識令別表第二のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、「都道府県道番号（一一八の二―A）」を表示する案内標識の寸法は、表示板の大きさを縦五十・七センチメートル、横五十八・五センチメートルとし、県道の文字を表示する部分の大きさを縦五・二センチメートル、横二十

・八センチメートルとし、路線番号を表示する部分の大きさを縦十八・二センチメートルとし、県名を表示する部分の大きさを縦六・五センチメートル、横十九・五センチメートルを標準とする。

3 第一項の規定にかかわらず、標識令別表第二の備考一の(五)の2に規定する案内標識の文字の大きさは、三十センチメートル(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を標準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを二十センチメートルに縮小し、又は四十センチメートルに拡大することができる。

(表示)

第五十三条 「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識の記号は、必要に応じて地域特性、地域の状況、風土、歴史等を踏まえたものとする。

第六章 立体交差とすることを要しない場合

第五十四条 道路法第四十八条の三ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該交差が一時的である場合
- 二 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

第七章 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準

第一節 総則

(移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準)

第五十五条 移動等円滑化法第十条第一項の条例で定める基準は、この章に定めるところによる。

第二節 歩道等

(歩道)

第五十六条 県道(自転車歩行者道を設ける県道を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第五十七条 歩道の有効幅員は、第十七条に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、第十六条に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第五十八条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第五十九条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第六十条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道（道路標識又は道路標示により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分という。以下同じ。）に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第六十一条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第六十二条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第六十三条 第五十七条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第五十九条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

（排水溝等）

第六十四条 横断歩道に接続する歩道等の部分及び歩道には、できる限り排水溝等を設けないこととする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該排水溝等に蓋を設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造とするときは、この限りでない。

第三節 立体横断施設

（立体横断施設）

第六十五条 県道には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高度が低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第六十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とすること。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車いす

使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、車いす使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

六 籠内に手すりを設けること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 籠内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

（傾斜路）

第六十七条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、設けないこと。

四 二段式の手すりを両側に設けること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けると。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第六十八条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第六十九条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
 - 二 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
 - 三 二段式の手すりを両側に設けること。
 - 四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - 六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。
- ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第七十条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。
 - 二 二段式の手すりを両側に設けること。
 - 三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - 四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
 - 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - 八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。
- ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
十一 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては一・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第四節 乗合自動車停留所

(高さ)

第七十一条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第七十二条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五節 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第七十三条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数)以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数)に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第七十四条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（出入口）

第七十五条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（通路）

第七十六条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。

二 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

（エレベーター）

第七十七条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第六十六条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第六十六条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第七十八条 第六十七条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

（階段）

第七十九条 第七十条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

（屋根）

第八十条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第七十六条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第八十一条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限り。）その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第八十二条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

る。

一 第七十六条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていないことを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に定める構造とするものとする。

一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第八十三条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八十一条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第六節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等
(案内標識)

第八十四条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識は、分かりやすく、統一された仕様となるように努めるものとする。

3 第一項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第八十五条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第八十六条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第八十七条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

（防雪施設）

第八十八条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 第五十六条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狹窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車などの安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

4 第五十六条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第五十七条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

5 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第五十七条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第六十一条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

7 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第六十三条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。